

平成23年度島根県立高等学校文化推進指定校推薦入学実施要項（文化特別推薦）

平成23年度島根県立高等学校文化推進指定校推薦入学（以下「文化特別推薦」という。）の実施については、この実施要項の定めるところによる。

1 趣旨

文化系の部活動の活性化を図るとともに、優秀な人材を育成し表現や技能を向上させ、また県内における文化活動を活性化して文化の振興を図るため実施する。

2 実施校

平成23年度文化特別推薦の実施校及び指定分野については、別紙のとおりとする。

3 募集人員

1校において指定分野が1である場合は1校当たり4名以内とする。1校において指定分野が2以上の場合は1校当たり8名以内とするが、1分野で4名を超えてはならない。

4 出願

(1) 出願資格

平成23年3月に県内中学校を卒業見込みの者で、文化の各種大会で優れた実績を有する者又は部活動等で優れた資質や能力を有する者で、当該中学校長が推薦する者とする。

ただし、入学後も応募した分野の継続的な活動を希望する者とする。

(2) 出願期間

平成23年1月11日（火）から1月14日（金）12時までとする。

ただし、郵送の場合、1月12日（水）の消印まで有効。

(3) 出願に当たっての提出書類

ア 文化特別推薦志願者は、次に掲げるものを、卒業見込みの中学校の校長を経由して、所定の出願期間中に志願先の高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 入学願書（志願先の高等学校が作成した様式を用いる）及び受検料2,200円（島根県収入証紙を所定欄に貼付する）

(ロ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書下部の「受検票」部分に貼付すること。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ハ) 調査票（志願先の高等学校が作成した様式を用いる）

イ 中学校長は、入学願書等に次の書類を添付し、所定の出願期間中に志願先の高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 中学校長推薦書（志願先の高等学校が作成した様式を用いる）

(ロ) 個人調査報告書

ウ 出願先高等学校長は、必要に応じて、中学校長に対して賞状の写し等の補助資料を求めることができる。

5 選抜方法

面接及び書類選考による。

6 面接等の日時及び場所

当該高等学校長が指定する。

7 合格内定通知

平成23年1月26日（水）に当該高等学校長から中学校長を通じて本人に合格内定通知書（様式第4号）により通知する。ただし、郵送の場合は当日の10時以降に投函することとする。

また、合格発表は、平成23年3月18日（金）10時とする。

8 その他

(1) いったん受理した入学願書、添付書類、受検料は返還しない。

(2) 文化特別推薦と推薦入学、スポーツ特別推薦、特別選抜を同時に出願することはできない。

(3) 文化特別推薦の合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。

(4) 合格とならなかった者は、文化特別推薦受検校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、一般選抜出願先の高等学校の入学願書を文化特別推薦受検校へ提示し、収入証紙欄外に受検料の収入済みの収納印を受け、入学検定料800円のみを納付する。（県立高等学校については、島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立女子高等学校については、別途指示に従うこと。）

(別紙)

文化推進指定校推薦入学(文化特別推薦)実施校一覧

NO	指 定 分 野 名	実 施 校
1	弦 楽	安 来
2	管 楽	松 江 東
3	吹 奏 楽	島 根 中 央
4	合 唱	浜 田
5	演 劇	松 江 工 業
6	郷 土 芸 能	浜 田 商 業
7	小倉百人一首かるた	益 田
	7分野	7校

○ 募集人員について

- (1) 指定分野が1である場合 各校4名以内
- (2) 指定分野が2以上である場合 総計で各校8名以内, ただし1分野では4名まで